

事前学習課題

2 消防機関との連携



この科目の学習内容

- 1 患者等搬送事業の目的
- 2 患者等搬送業務
- 3 救急活動システム

1 患者等搬送事業の目的

(1) 事業実施の基本原則

- ア 事業の社会的責任を十分に自覚し、関連法規を遵守すること。
- イ 生命の危険又は症状の悪化が予測され、緊急に医療機関へ搬送しなければならないと認められる患者等は、搬送の対象としないこと。
- ウ 患者等からの依頼に対する適正な処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。

(2) 救急車の要請

- ア 患者等から要請があった時点において、患者等を緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。なお、この場合は、併せて患者等搬送用自動車に乗務員を派遣するように努めること。
- イ 要請された場所に到着した時点において、患者等を緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。
- ウ 患者等の搬送途上において、緊急に医療機関へ搬送する必要が生じた場合。

2 患者等搬送業務

(1) 特異事案の報告

患者等搬送業務中、次のいずれかに該当する特異事案を扱ったとき又は重大な事案等を発生させたときは、特異事案報告書により、速やかに報告しなければならない。

- ア 患者等を搬送中に容態の変化があり、応急手当を実施したとき。
- イ 患者等を搬送中に容態の変化があり、救急隊を要請したとき。
- ウ 患者等を搬送中に交通事故等を発生させたとき。
- エ 感染症等の患者を扱った場合で他の患者を搬送するのに影響を及ぼす恐れがあるとき(事後に判明した場合も含む)。
- オ その他報告が必要と認められる事案が発生したとき。

(2) 事業内容の変更報告

患者等搬送事業認定の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする日の14日前までに患者等搬送事業内容等変更届により届出しなければなりません。

具体的例として

- ・認定車両の増車、減車、廃車
 - ・営業所の移転、事業所名の変更
 - ・管理責任者の変更
- などが該当します。

(3) 乗務員の責務

ア 適任証の携帯

乗務員は、患者等搬送業務に従事するときは、適任証を携帯しなければなりません。

イ 知識及び技術の維持管理

乗務員は、患者等の安全搬送に関する知識・技術の向上に努めるとともに、2年に1回以上、患者等搬送乗務員定期講習を受講しなければなりません。

3 救急活動システム

(1) 救急隊への引き継ぎ要領

救急隊員に次のことを伝えて下さい

- ア 救急車が到着するまでに行った手当の内容
- イ 救急車が到着するまでの患者等の容態
- ウ 持病があれば、その病名、治療を受けている医療機関名、主治医の名前

(2) 消防隊との連携

PA連携

消防車 (Pumper) と救急車 (Ambulance) が相互に連携して救急活動を行うものです。この最大のメリットは、救急現場近くの救急車が出場中でも、消防車が先に到着して積載しているAEDなどを使用して救命処置を行えることです。救急車が到着した後は、処置や搬送などが支援できることにより、救命率の向上などが期待されます。



クリックして進めてね！

まとめ

- 1 事業者が救急車を要請しなければならないのはどのような場合ですか？
 - ア 患者等から要請があった時点において、患者等を緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。
なお、この場合は、併せて患者等搬送用自動車で乗務員を派遣するように努めること。
 - イ 要請された場所に到着した時点において患者等を緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。
 - ウ 患者等の搬送途上において、緊急に医療機関へ搬送する必要が生じた場合。

2 乗務員は、何年ごとに定期講習を受講しなければなりませんか？

2年ごと

3 特異事案報告書を提出しなければならないのはどのような場合ですか？

次のいずれかに該当する特異事案を扱った場合、又は重大な事案等を発生させた場合は、

- ア 患者等を搬送中に容態の変化があり、応急手当を実施したとき。
- イ 患者等を搬送中に容態の変化があり、救急隊を要請したとき。
- ウ 患者等を搬送中に交通事故等を発生させたとき。
- エ 感染症の患者を扱った場合で他の患者を搬送するのに影響を及ぼす恐れがあるとき(事後に判明したときも含む)。
- オ その他報告が必要と認められる事案が発生したとき。

以上で、学習のポイントを終了します。

理解できたかどうか、ミニテストで確認しましょう。

